

福井県薬局機能情報提供制度実施要領

1 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、福井県内で薬局開設の許可を受けている者（以下「薬局開設者」という。）が福井県知事に報告する事項および方法、また、福井県（以下「県」という。）による当該情報の公表方法等を具体的に示すことで、住民・患者等が適切に薬局を選択できるよう、支援することを目的とする。

2 情報の取扱い

本制度は、薬局開設者が薬局機能情報を福井県知事に対して報告（変更内容の報告を含む。）し、福井県知事は、原則として、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表する。

薬局開設者は、薬局機能情報について、正確かつ適切な情報を提供し、かつ、薬剤師等は、当該薬局において住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努める。

なお、薬局開設者は、既に福井県知事に対して報告を行った薬局機能情報の誤りを発見したときは、福井県知事に対し速やかにその訂正を申し出ることとし、福井県知事は、この誤りについて、速やかに所要の是正措置を行うよう努める。

3 実施体制

- (1) 本制度は、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課（以下「医薬食品・衛生課」という。）において運営し、必要に応じ県内各健康福祉センター（保健所）等、他部局との連携を図る。
- (2) 県は、本制度について外部の法人等へ制度の実施に関する事務の一部（報告書等の送付・回収等）を委託する場合は、住民・患者等への情報提供が円滑に行われるよう、運営に関して委託先と相互に緊密な連携・調整を図る。
- (3) 県は、住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談の受付および対応を、原則として、医薬食品・衛生課、各健康福祉センター（保健所）および関係する他部局において実施する。

4 報告・公表事項

報告・公表事項は、薬事法施行一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第28号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる事項およびその他県が定める事項（「報告・公表事項」（別表）のとおり）とする。

5 薬局機能情報の報告

(1) 薬局機能情報の報告方法

ア 定期報告

薬局開設者は、毎年2月末日までに、前年の12月31日現在の状況について、次の「①電子報告」あるいは「②書面報告」に定める方法で定期報告を行うこと。なお、可能な限り「①電子報告」を行うよう努めること。

① 電子報告

各薬局開設者は、医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」）により、電子データを自ら改変する方法（以下、「電子報告」という。）によって行う。なお、電子報告を行った者は、次項「②書面報告」は不要である。

② 書面報告

電子報告ができない薬局開設者は、その薬局の所在地を管轄する健康福祉センター（保健所）に、調査票として「薬局機能情報報告書」（様式1）を1部提出する。

なお、2回目以降の報告では、前回の報告の修正・変更を実施することで、定期報告とできる。

保健所は書面報告をする薬局開設者に対し、別添により利用目的を通知する。

イ 新規開設許可時の報告

新たに薬局開設許可を受けた薬局開設者は、薬局開設許可後30日以内に、上記「ア 定期報告」に準じて、電子報告あるいは書面報告「薬局機能情報報告書」（様式1）により、その薬局の所在地を管轄する健康福祉センター（保健所）あて報告すること。

ウ 変更の報告

薬局開設者は、「報告・公表事項（別表）」第1の1の基本情報ならびに第1の3の薬局サービス等のうち薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）について変更があったときは、30日以内に上記「ア 定期報告」に準じて、電子報告あるいは書面報告「薬局機能情報変更報告書」（様式2）の提出により、その薬局の所在地を管轄する健康福祉センター（保健所）あて報告すること。

ただし、基本情報等以外の項目に変更が生じたときに報告を妨げるものではない。

なお、当該報告は、法第10条の規定に基づく開設許可等の事項の変更の届出とは区別して行うものであり、変更届の届け出内容が本制度の報告事項の変更に係る場合、都道府県が変更届を受理した場合は、変更の報告を行わせ、保健所設置市が変更届を受理した場合は、本制度による変更の報告を行わせるよう努めることとする。

エ 薬局の廃止等の報告

薬局開設者は、薬局を休止または廃止したときは、30日以内に上記「ア 定期報告」に準じて、電子報告あるいは書面報告「薬局機能情報変更報告書」（様式2）の提出により、そ

の薬局の所在地を管轄する健康福祉センター（保健所）あて報告すること。

なお、当該報告は、法第10条の規定に基づく休止または廃止の届出とは区別して行い、保健所設置市が休止または廃止の届け出を受理した場合は、本制度による変更の報告を行わせるよう努めることとする。

(2) 薬局機能情報の確認

県は薬局機能情報の管理・運営の観点から、薬局からの報告の有無を随時確認するものとする。

県は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、誤りがないか確認が必要と認める場合には、法第8条の2第4項の規定に基づき、市町その他の官公署に対し、当該薬局の機能に関する必要な情報の提供を求めることができる。

県は、薬局開設者が報告を行わない場合または虚偽の報告を行ったと認められる場合には、法第72条の3の規定に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請またはその報告の内容の是正を行うよう命ずること（以下「是正命令」という。）ができる。

県は、報告された薬局機能情報の全部または一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず、適切な応答がなされず内容の確認ができない期間や、是正命令を行ってからは是正がなされるまでの期間においては、報告された情報のうち、真偽が未確認である情報について、公表することを一時的に停止することができる。

6 薬局機能情報の公表

(1) 薬局機能情報の公表時期

県は、薬局開設者から定期報告を受けた薬局機能情報について、毎年、3月31日までに報告された内容を確認後、公表する。また基本情報の修正または変更等について、変更報告を受けたときは、内容を確認後、これを30日以内に公表する。

(2) 薬局機能情報の公表方法

ア 医療情報ネットを利用する方法

県は、医療情報ネットにおいて、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表する。

イ 窓口を利用する方法

県は、保健所および医薬食品・衛生課において、書面またはパーソナルコンピューター等のモニター画面の表示等により、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表する。

7 薬局による情報提供

県は、薬局による情報提供について、以下に掲げる事項について、薬局開設者に適切な指導・助言等を行うとともに、是正命令等を行うことにより、本制度の円滑な運営に努める。

(1) 薬局開設者は、薬局機能情報について福井県知事へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、

インターネット、PC等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付)による情報の提供を行うことができる。

- (2) 県は、薬局開設者が薬局機能情報の提供を適切に行っていない場合には、薬局開設者に対して、適切に情報を提供するよう指導することができる。
- (3) 県は、薬局開設者に対して、当該薬局において、住民・患者等からの薬局機能情報に関する相談・照会等について、適切に対応するよう努めるよう指導するとともに、患者から当該薬局以外の薬局に対する相談・照会等があった場合においても、適切な対応に努めるよう指導する。

附則

- 1 この要領は、平成20年2月27日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年4月1日に改正し、同日から施行する。
- 3 この要領は、平成22年4月1日に改正し、同日から施行する。
- 4 この要領は、平成26年11月25日に改正し、同日から施行する。
- 5 この要領は、平成28年2月12日に改正し、同日から施行する。
- 6 この要領は、平成31年1月1日に改正し、同日から施行する。
- 7 この要領は、令和3年8月1日に改正し、同日から施行する。
- 8 この要領は、令和6年1月5日に改正し、同日から施行する。

(別表)

報告・公表事項

第1 管理、運営、サービス等に関する事項

1 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 薬局の面積
- (6) 店舗販売業の併設の有無
- (7) 電話番号およびファクシミリ番号
- (8) 電子メールアドレス
- (9) 営業日
- (10) 開店時間
- (11) 開店時間外で相談できる時間
- (12) 健康サポート薬局である旨の表示の有無
- (13) 地域連携薬局の認定の有無
- (14) 専門医療機関連携薬局の認定の有無及び認定の区分

2 薬局へのアクセス

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
- (2) 薬局の駐車場
 - ア 駐車場の有無
 - イ 駐車台数
 - ウ 有料または無料の別
- (3) ホームページアドレス

3 薬局サービス等

- (1) 相談に対する対応の可否（アンチ・ドーピングに関する相談の可否を含む）
- (2) 相談できるサービスの利用方法
- (3) 薬剤師不在時間の有無
- (4) 対応することができる外国語の種類
- (5) 障害者に対する配慮
- (6) 車椅子の利用者に対する配慮
- (7) 特定販売の実施
 - ア 特定販売を行う際に使用する通信手段
 - イ 特定販売を行う時間

(別表)

- ウ 特定販売により販売を行う医薬品の区分
- (8) 薬局製剤実施の可否
- (9) 薬局医薬品の取扱品目
- (10) 要指導医薬品及び一般用医薬品の取扱品目数
- (11) 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第四十三条第六項に規定する特別用途食品の
取扱いの有無
- (12) 配送サービスの利用
 - ア 配送サービス利用の可否
 - イ 配送サービス利用方法
 - ウ 配送サービス利用料

4 費用負担

- (1) 医療保険および公費負担等の取扱い
- (2) 電子決済による料金の支払の可否

第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

1 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、またはそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類および人数
- (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数
- (3) 登録販売者その他資格者の人数
- (4) 薬局の業務内容
 - ア 無菌製剤処理に係る調剤の実施
 - イ) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否（他の薬局の無菌製剤室を利用する場合を含む）
 - ロ) 無菌調剤室の有無
 - ハ) クリーンベンチの有無
 - ニ) 安全キャビネットの有無
 - ホ) 無菌製剤処理に係る調剤を当該薬局において実施した回数
 - ヘ) 無菌製剤処理に係る調剤を他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数
 - イ 一包化に係る調剤の実施の可否
 - ウ 麻薬に係る調剤の実施
 - イ) 麻薬に係る調剤の実施の可否
 - ロ) 麻薬に係る調剤を実施した回数
 - エ 浸煎（せん）薬および湯薬に係る調剤の実施の可否

(別表)

- オ 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施
 - イ) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
 - ロ) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務を実施した件数
 - カ 携帯型ディスプレイ注入ポンプの取扱いの有無
 - キ 小児の訪問薬剤管理指導の実績の有無
 - ク 医療的ケア児への薬学的管理・指導の可否
 - ケ オンライン服薬指導の実施
 - イ) オンライン服薬指導の実施の可否
 - ロ) オンライン服薬指導の実施の方法
 - ハ) オンライン服薬指導を実施した回数
 - コ 電子資格確認の仕組みを利用して取得した薬剤情報などを活用した調剤の可否
 - サ 電磁的記録をもって作成された処方箋の受付の可否
 - シ リフィル処方箋（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条に規定するリフィル処方箋をいう。）の対応実績の件数
 - ス 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無
 - セ 薬剤情報を記載するための（患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる）手帳の交付
 - イ) 薬剤情報を記載するための（患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる）手帳の交付の可否
 - ロ) 患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもつて一元的かつ経時的に管理できる手帳を所持する者の対応の可否
 - ソ 緊急避妊薬の調剤の可否
 - イ) 緊急避妊薬の調剤の対応可否
 - ロ) オンライン診療（（医療法施行規則（昭和三十二年厚生省令第五十号）別表第一に規定するオンライン診療をいう。）に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否
 - タ 高度管理医療機器に係る業許可
 - イ) 高度管理医療機器の販売業許可有無
 - ロ) 高度管理医療機器の貸与業許可有無
 - チ 検体測定室の実施
 - ツ 災害・新興感染症への対応
- (5) 地域医療連携体制
- ア 医療連携
 - イ) プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無
 - ロ) プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の有無
 - イ 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

(別表)

ウ 入院時の情報を共有する体制

イ) 入院時の情報を共有する体制の有無

ロ) 入院時の情報を共有した回数

エ 退院時の情報を共有する体制

イ) 退院時の情報を共有する体制の有無

ロ) 退院時の情報を共有した回数

オ ウ及びエに掲げるもののほか、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報を共有した回数

カ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制

イ) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

ロ) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供した実績の有無

キ 地域住民への啓発活動への参加の有無

ク 調剤報酬上の位置付け

2 実績、結果等に関する事項

(1) 薬局の薬剤師数

(2) 医療安全対策の実施

ア 副作用等に係る報告を実施した件数

イ 医療安全対策に係る事業への参加の有無

(3) 感染防止対策の実施の有無

(4) 情報開示の体制

(5) 症例を検討するための会議等の開催の有無

(6) 総取扱処方箋数

(7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

(8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

(9) 患者満足度の調査

ア 患者満足度の調査の実施の有無

イ 患者満足度の調査結果の提供の有無

3 地域連携薬局等に関する事項

(1) 地域連携薬局

ア 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数

イ 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数

ウ 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した

(別表)

回数

- エ 地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数
- オ 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数
- (2) 専門医療機関連携薬局
 - ア 傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数
 - イ 規則第10条の3第3項第2号に基づき、同項第1号の医療機関に情報を共有した回数
 - ウ 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
 - エ 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数
 - オ 地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数
 - カ 地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

第3 その他医療を受けるものによる薬局の選択に資する事項

(別添)

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度における報告を書面によって行う

病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局の皆様へ

令和5年12月25日

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度については、令和6年1月5日から厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）により報告が可能となったところです。

他方、病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局（以下「報告機関」という。）が、G-MISによる報告を行うことができない場合、報告機関は都道府県に対して書面により報告することになります。そして、都道府県は、報告を受けた情報をG-MISに入力することで、当該情報を医療情報ネットにより公表します。

また、G-MISに入力された情報は、以下の目的で利用されることとなります。

- (1) G-MISの円滑な運営・維持
- (2) G-MISの障害を復旧するための分析・評価
- (3) G-MISの利便性向上のための分析・評価
- (4) G-MISの改善、見直し及び関連施策の立案・検討

つきましては、本書面に基づき、以上の利用目的について通知いたします。

以上